

清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準

「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」（平成18年4月1日施行）第10条の規定に基づく履行能力確認調査（以下「調査」という。）の具体的調査方法・適否の判断基準については、別に定めがあるもののほかこの基準によるものとする。

1 調査内容

- (1) 第3項に規定する数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）に関する事項
ただし、入札金額が予定価格以下で、かつ、有効な入札を行った者が3者未満の場合を除く。
- (2) 入札価格積算の根拠及び妥当性に関する事項
 - イ 入札価格に係る業務委託費内訳書と仕様書の整合
 - ロ 入札価格に係る業務委託費内訳書の積算の適否
 - (イ) 違算の有無
 - (ロ) 安価な積算の根拠及び理由
 - ハ 利益見通し
- (3) 業務計画の適否及び労務、資材等の調達等の適否に関する事項
 - イ 作業責任者の適否
 - (イ) 作業責任者が保有する資格・経歴
 - (ロ) 作業責任者の手持ち業務数
 - ロ 業務計画の適否
 - (イ) 業務実施計画
 - (ロ) 作業工程
 - (ハ) 業務実施体制
 - ハ 再委託の適否
 - 再委託内容・再委託予定業者・入札者との関係
 - ニ 使用人等の調達計画の適否
 - 予定清掃員単価の妥当性
- (4) 履行能力の適否に関する事項
 - イ 本件業務と同種業務の履行実績
 - ロ 県発注業務受注状況
 - ハ 現在の手持ち業務状況
 - ニ 清掃員の保有状況及び配置状況
- (5) その他の必要な事項

2 調査方法

- (1) 業務担当班長等への指示
入札執行者は、清掃業務委託に係る履行能力調査実施要領第4条の規定に基づき入札を保留したときは、速やかに入札に付す業務を担当する班長等（以下「業務担当班長等」という。）にその旨を連絡し、調査の実施を指示する。
- (2) 第3項の数値的判断基準を適用する場合
業務担当班長等は、前号の指示があったときは、速やかに数値的判断基準により調査対象者

を調査し、その結果、落札不相当と判断したときは、入札執行者にその旨を報告する。その場合において、第1項第2号から第5号まで、第2項第3号から第5号まで及び第4項の調査等は省略する。

(3) 調査対象者への指示

業務担当班長等は、第1号の指示があったときは、前号の規定に基づき落札不相当と判断した場合を除いて速やかに調査対象者に連絡し、調査事項を伝える。

- イ 調査項目（履行能力確認調査回答書（様式第1号））
- ロ 提出しなければならない資料の項目及び提出期限
- ハ 聴き取り調査を行うこと。

(4) 聴き取り調査

- イ 業務担当班長等は、調査対象者から提出された履行能力確認調査回答書を基に、当該調査対象者から聴き取り調査を行う。
- ロ 入札執行者は、必要と認めるときは、前項の聴き取り調査に立ち会う。

(5) 調査報告書の作成

- イ 業務担当班長等は、履行能力確認調査回答書及び前項の聴き取り調査の結果を基に履行能力確認調査書（様式第2号）を作成する。
- ロ 業務担当班長等は、調査対象者が調査に応じないとき、又は求めた資料を提出しないとき（十分な資料を提出しないときを含む。）は、必ずその旨を履行能力確認調査書に記載する。

3 数値的判断基準

調査対象者の入札価格が次の基準額を下回る場合は、当該調査対象者を落札不相当とする。

基準額： 入札金額が予定価格以内で、かつ、有効な入札金額の平均額（千円未満切り捨てとする。）とする。（ただし、この額が調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を基準額とする。）

4 判断指針

(1) 次の各号のいずれかに該当するときは、清掃業務委託低入札調査委員会において審議し、原則として落札者とししない。

- イ 調査対象者が、調査に応じないとき、又は調査において求めた資料を指定期日までに提出しないとき。
- ロ 作業責任者が必要な資格を満たしていないとき。
- ハ 調査対象者が契約締結の意思がないことを確認したとき。
- ニ 入札金額の積算において、清掃員賃金が宮城県の最低賃金を下回っていたとき。

(2) 次の各号のいずれかに該当するときは、清掃業務委託低入札調査委員会において審議し、落札者とししないことができる。

- イ 入札金額の積算において、県の示した清掃の種類、範囲、回数等の仕様を満たしていないとき。
- ロ 入札金額の積算において、県が積算した延べ作業員人数の60%以下で計上しているとき。
- ハ 業務委託費内訳書の積算に大きな違算があり、入札金額での契約の履行が困難と判断されるとき。
- ニ 明らかに採算割れの受注になっているとき。
- ホ 業務計画書において清掃の手段や手法、工程管理の明記がないなど、業務計画の見通しがな

- く、契約の履行が困難と見込まれるとき。
- へ 作業責任者の手持ち業務数が3件以上あり、契約の履行に著しく支障があると判断されるとき。
- ト その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

附則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年12月12日から施行する。